

令和5年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



運営上の留意事項について (全サービス共通事項)

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班

兵庫、ふぞろいだから「愛」がある。



高齢政策課からのお知らせ等について

各種通知・調査については、R6年度より県HPに掲載することといたしますので、必ずご確認をお願いします。

- ・厚生労働省・兵庫県からの重要なお知らせや通知等を掲載いたしますので、ご活用をお願いいたします。
- ・情報更新時等は、引き続きメールにてご案内いたしますので、メールアドレスの登録も併せてよろしくお願いいたします。

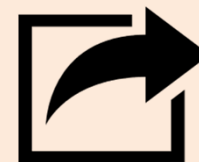
【掲載内容（予定）】

厚生労働省・兵庫県からの通知・事務連絡等

災害・感染症等に関するお知らせ

厚生労働省「介護保険最新情報」等

臨時的なお知らせ等



【掲載場所（予定）】

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigooshirase.html>

※現在は準備中となります。ご了承下さい。

メールアドレスの登録について



各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て（政令市・中核市を含む）の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

※医療みなしの事業所は、登録対象外です。
※登録は、実施サービスごとにお願いします。

支援制度等の案内を見逃すことにつながりかねませんので、積極的な登録をお願いします。

【対象施設及び事業所】

入所系	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【登録方法】

下記パソコンURLもしくはスマートフォンQRコードから電子申請システムから登録してください。

パソコンURL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654>

スマートフォンQRコード



メールアドレスの登録について

【送付する内容・例（県HP）】

制度関係	<ul style="list-style-type: none">・R6介護報酬改定に関する情報（国事務連絡等）・集団指導の案内 等
補助金関係	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html・介護職員処遇改善支援補助金（令和6年2月から5月）関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizen/hozyokin.html・介護職員等処遇改善加算関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/syoguukasan.html <p><既に今年度募集が終了しているもの></p> <ul style="list-style-type: none">・外国人介護人材受入施設環境整備事業 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/komyu.html・社会福祉法人等奨学金返済支援事業 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shakaifukushihoujinshougakukin.html・福祉の職場体験事業（受入施設募集） https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hw17_000000031.html
募集関係	<ul style="list-style-type: none">・外国人介護職員向け・受入れ施設職員向けセミナー https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/gaikoku-kenshu.html <p><既に今年度募集が終了しているもの></p> <ul style="list-style-type: none">・介護職員等によるたんの吸引等の研修事業について https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000126.html・ハラスメント等対策研修 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/houkananzen.html・介護職員処遇改善加算等取得促進セミナー・新任職員ステップアップ研修・福祉施設先輩エルダー養成講習会

メールアドレスの登録について

■ よくある申請誤り

介護保険事業者番号

必須

施設または事業所の介護保険事業者番号を入力してください。

※各種介護サービスごとに登録をお願いします。

※28に続く番号を記入してください。

8文字で入力してください。

28

28に続く番号を記入してください。

例：事業所番号 2812345678

× 28

○ 28

■ メールアドレスの変更方法

新規登録か変更かについ

て

必須

今回の申請は新規登録か変更のどちらですか。

該当するものを選択してください。

新規登録

変更

「変更」を選択して申請ください。

※同じメールアドレスを複数の事業所で利用されている場合、全ての事業所番号で変更の手続きをお願いします。

目次

1	介護報酬改定等の変遷についてP 6
2	介護保険サービス事業所等の指定基準についてP 9
3	人員基準の遵守P12
4	変更届・指定更新・廃止等届P14
5	運営に関して留意すべき事項P17
6	感染症対策についてP28
7	令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について・・・	P29
8	介護サービス情報の公表についてP30
9	介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等.....	P32

1 介護報酬改定等の変遷について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 〕 〔 補足給付 0.06% 〕
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○ 介護人材の処遇改善(9千円相当)	1.13%
令和6年度改定	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	1.59% 〔 介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61% 〕

2 介護保険サービス事業所等の指定基準について

従来、厚生労働省令で定められていた、居宅系サービス、地域密着型サービス、介護保険施設等の人員基準及び設備・運営に関する基準について、指定権者(都道府県又は市町村)が条例により定めることとされ、県では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」で基準を定めている。

平成30年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、居宅介護支援の基準を削除し、新たに共生型居宅サービス、共生型介護予防サービス、介護医療院の基準を定める。

基準条例における本県独自基準について

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】 省令基準の概要	施行日
特別養護老人ホーム	<u>居室定員について、省令基準の1人を4人以下とする</u>	多床室の利用を希望する利用者のため、多様な選択肢を認める	居室定員は1人。必要と認められる場合は2人も可(経過措置により、H24年度末までは定員4人以下)	H24.10.10 居宅介護支援 H26.4.1
老人福祉法及び介護保険法に基づく施設・サービス	<u>書類保存年限を省令基準の2年から5年とする</u>	介護給付費の返還請求権の時効が5年であるため	サービス提供の完結の日から2年間保存しなければならない	

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】 省令基準の概要	施行日
すべての高齢者施設、サービス等 <u>H30.3.31</u> <u>居宅介護支援</u> <u>削除</u>	<u>研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定</u>	社会福祉施設等における人材育成を一層推進するため、現行の研修機会の確保義務に加え、具体的な取組指針を定める	職員に対し、研修の機会を確保しなければならない （研修計画の策定や結果の記録の整備等、具体的な規定はない）	H25.4.1 居宅介護支援 H26.4.1
	<u>運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定</u>	次のとおり施設間の基準の均衡を図る ①自己評価と改善については、省令基準により大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける ②結果の公表については、省令基準により児童福祉施設のみ努力義務（一部の児童福祉施設は義務規定）が規定されているため、すべての施設等で規定する	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	
	<u>①指定事業者等の申請者要件として暴力団員等でないことを規定するほか、②管理者は暴力団員等でないこと、③運営が暴力団等の支配を受けないことを規定</u>	暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、すべての施設等について、暴力団等の参入又は影響を排除する	省令に暴力団（員）を排除する規定はないが、暴力団排除条例により、県はすべての事務又は事業において暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとされている	

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日
すべての高齢者施設、サービス等 <u>H30.3.31 居宅介護支援 削除</u>	<u>事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け</u> (省令基準で義務付けられている施設等は省令基準どおりとする)	次のとおり施設間の基準の均衡を図る ①事故発生の防止措置については、省令基準により、老人福祉法及び介護保険法関係施設の一部で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける ②事故発生時の対応については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	H25.4.1 居宅介護支援 H26.4.1
	<u>人格尊重、秘密の保持、虐待防止に関する規定の義務づけ</u> (省令基準で義務付けられている施設等は省令基準どおりとする)	次のとおり施設間の基準の均衡を図る ①人格尊重については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けもしくは努力義務が課せられているため、すべての施設等で義務付ける ②秘密の保持については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける ③虐待防止については、虐待防止法が制定されている高齢者・障害者・児童関係施設のうち、児童福祉法関係施設のみ職員による虐待行為の禁止規定が設けられているため、高齢者・障害者施設の職員にも同様に禁止規定を設ける	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	① H24.10.10 ②③ H25.4.1 居宅介護支援 ①②③ H26.4.1
居宅介護支援 <u>H30.3.31削除</u>	<u>利用者等の意向を反映した居宅サービス計画への同意</u>	居宅サービス計画の原案作成にあたっては、基準省令において意向確認を行うことが規定されているが、確認した内容の居宅サービス計画への反映を県条例において規定することで、利用者の意向尊重をさらに徹底するため規定を設ける	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	H26.4.1

<以下の基準の対象施設・サービス>

通所介護、基準該当通所介護

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(いずれも基準該当を含む)

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

(H30.3.31) 旧介護予防通所介護、旧基準該当介護予防通所介護を削除

(H30.4.1) 共生型サービスを追加

共生型通所介護、共生型短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護

(H30.4.1) 介護医療院を追加

本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日
機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない	制限対象とする遊技(後述参照)が、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供されることで、射幸心をそそり遊技への依存性を強くするとともに、介護保険法第1条に規定される入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等のサービスが十分提供されなくなることを防止するため、遊技に充てる時間を規制する	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	H27.10.13
<p>〈風営法第2条第1項に規定する遊技と同種のもの(営利目的でないもの)〉</p> <p>第7号に関連する遊技 麻雀、パチンコ、その他設備(射的、輪投げ、スマートボールなど)を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技</p> <p>第8号に関連する遊技 本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる次の遊技設備で行う遊技 —スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備</p>			10

本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日
<p>利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨(通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。)を、利用者に提供し、又は使用させてはならない</p>	<p>繰り返し遊技を行うことを助長するような疑似通貨は、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くすることに繋がるおそれがあるため、利用者に提供し、又は使用させることを規制する</p> <p>なお、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くするおそれのない疑似通貨は、利用者に提供し、又は使用させることを規制しない</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	<p>H27.10.13</p>
<p>居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容(当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容)を超えた不要なサービスを提供してはならない</p>	<p>介護保険サービスの過剰な提供・利用を防止するため、居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けられた回数、時間その他の内容(サービス提供を実施する期間)を超える不要なサービスの提供を規制する</p>		
<p>当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業(風営法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。)を連想させるものとしてはならない</p>	<p>事業所等の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は事業所等の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、利用者の射幸心をそそり遊技への依存性を強くすることにつながるおそれがあるとともに、低照度等での運営は介護サービスの提供に支障を来すおそれがあるため、規制する</p>		
<p>事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない</p>	<p>事業所等の名称及び広告の内容を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、介護を目的とした事業所等ではなく遊技のための事業所等であると、県民の誤解を招くおそれがあるため、目的や趣旨を適切に表さない事業所等の名称や広告の内容について規制する</p>		

3 人員基準等の遵守

サービスごとに定められている人員基準は、最低基準であるので、この基準を下回ることはないように留意すること。

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所サービスなどについては、指定基準に定める員数の看護職員・介護職員等を配置していない場合には、所定の介護報酬単位数の100分の70などに減算される（減算についても、加算と同様に届出が必要）。

該当サービス種類ごとに対象となる職種は以下のとおり。

サービス種類		対象職種
通所介護		看護職員又は介護職員
通所リハビリテーション		医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員
短期入所生活介護		看護職員又は介護職員
短期入所療養介護	介護老人保健施設 病院	医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員
	介護医療院	医師、看護職員、介護職員
	介護医療院	医師、薬剤師、看護職員、介護職員
特定施設入所生活介護		看護職員又は介護職員
介護老人福祉施設		看護職員、介護職員、介護支援専門員
介護老人保健施設		医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、介護支援専門員
介護療養型医療施設		医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員
介護医療院		医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅との併設事業所等の留意事項

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の配置すべき人員と、併設する介護保険サービス事業所の訪問介護員や介護職員等は、それぞれの基準上必要な配置数を満たす必要がある。

同じ職員が両方の業務を兼ねる場合には、時間帯を分けるなどの対応が必要となる。

また、通所介護の食堂・機能訓練室・浴室・静養室など、介護サービスの利用者が使用する設備については、原則、専用設備となる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の食堂や機能訓練室等と兼ねることはできないので留意すること。

< (例) 夜間に訪問系事業所の従業者を配置する場合の留意事項 >

訪問系事業所が別の法人の場合

訪問系事業所と委託契約をしていること（施設の指揮監督下にあること）。

訪問系事業所が同一法人の場合

就業関係について雇用契約や人事発令通知で兼務であることを明確にしていること。

共通事項

従事している時間帯について、訪問系の従業者の従事時間から常勤換算で除外していること（訪問系の従事時間と明確に区分）。

※ 配置基準上、常勤職員とは言えないので留意!

→ 遵守できていない場合は、訪問系事業所が行政処分の対象

4 変更届・指定更新・廃止等届

変更届

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める事項について、指定申請の内容から変更があったときは**変更後10日以内**に届け出る必要があるので留意のこと。

※様式等詳細については、下記の兵庫県ホームページに掲載。

【居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000001050601.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険居宅サービス提供事業者指定申請手続きについて

【施設系サービス】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000101.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者 > 高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等

<従業員の変更に係る届け出の特例について>

厚生労働省令の人員基準を満たせなくなる場合以外の人員の変更については、変更時に、その都度届けを出すのではなく、毎年1回7月1日現在の状況を届け出ること。ただし、次の場合は特例なく期限厳守で提出が必要であるので、特に留意すること。

- ①介護報酬の加算の体制に影響のあるもの
- ②次の職種に該当するもの
 - 管理者(全サービス)
 - 訪問介護事業所のサービス提供責任者
 - 介護支援専門員(全サービス)
 - 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

加算の算定に当たっては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「算定届」)」を提出する必要がある。年度の入替わる時期は、特に職員体制等に変更が生じることが想定されるが、加算の適用状況に異動が生じる場合は、遅滞なく届け出ること。

なお、新たに加算を算定する場合は、事前の届出が必要となる。提出時期と適用日は以下のとおりとなるので留意すること。

【訪問通所サービス、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、指定居宅介護支援関係】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用が可能となる。

※ 訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算については、届出が受理された当日から適用

(例) 3月15日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
3月16日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

【短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、施設サービス等関係】

新たに加算を算定する場合、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用となる。

(例) 4月1日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
4月2日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

指定の更新

事業者指定の有効期間は6年で、指定事業者は、指定日(及び前回更新日)から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失う。

更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。

指定が更新されれば、更新後の有効期間は従来の指定の有効期間の満了日の翌日から起算される。

※居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)の様式等詳細については、下記の兵庫県ホームページに掲載。施設系サービスについては、個別に案内文を送付。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000001050601.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 指定介護サービス事業者の指定更新について

事業の休止・廃止時の事前届出と利用者へのサービス確保

指定事業者は、事業を休止しようとするときや廃止しようとするときは、**休止・廃止予定日の1月前までに**、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

これは、不正が疑われ監査を受けている事業所が廃止届を提出することにより、処分を免れることを防ぐため、事前の届出制となっている。

なお、事業所の名称や所在地等の変更、休止していた事業の再開の場合は、事後10日以内の届出となる。

また、事業者が事業を休止・廃止しようとする場合は、それまでの利用者(休止・廃止の届出日前1月以内にサービスを利用した利用者)に対して、継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務付けられている。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

5 運営に関して留意すべき事項

書類の保存年限(再掲)

介護保険サービスの提供に関する諸記録については、介護報酬の返戻に対応するため、県基準条例において**完結の日から5年間保存**することを義務付けているので留意すること。

防火安全対策の強化

- 次の事項に留意し、防火安全対策の強化に努めること。
 - ①防火対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
 - ②火災等発生の未然防止
 - ③発生時の早期通報・連絡
 - ④初期対策
 - ⑤夜間管理体制
 - ⑥避難対策(訓練の実施、利用者避難、家族への連絡、職員体制、避難後の援護)
 - ⑦連携協力体制の確保(近隣住民、近隣施設、消防機関、所在市町福祉担当課等)
 - ⑧各種の補償保険制度の活用
- 消防法に定める防火対象物に該当するとして消防署に消防計画を届出ている事業所・施設においては、避難訓練及び消火訓練を年に2回以上実施すること。
- 事業所が防火対象物となっていない場合でも防火管理についての責任者を定め、消防計画に準ずる計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- 人事異動等により防火管理者が変更となる場合、消防署に速やかに防火管理者の変更の届出を行うこと。

感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、令和3年度報酬改定時に基準省令が改正され、以下の取組が義務づけされた。

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止について、各事業者において対応状況を改めて確認すること。

基準省令R3年度改正

【施設系サービス】

委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
※改正前は「衛生管理等」について規定

【その他のサービス】

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等
※3年の経過措置期間あり。(令和6年3月31日で経過措置が終了します。)

解釈通知

衛生管理(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練)

- ・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施
- ・発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施
- ・机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施(実施手法は問わない)
- ・令和3年改正省令附則第11条において、3年間の経過措置あり

※令和6年3月31日まで…努力義務(まもなく経過措置が終了します。)

令和6年4月1日以降…義務付け

事故報告

介護サービス施設・事業所において、事故又は感染症等が発生した場合は、「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」に基づき、「事故報告書」(県ホームページ掲載)を速やかに市町へ報告すること。

①報告の範囲

- ・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
- ・食中毒及び感染症等の発生
- ・職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- ・その他、報告が必要と認められる事故の発生

②報告先

- ・事業所・施設が所在する保険者(市町)
- ・被保険者の属する保険者(市町)

【介護保険サービス(訪問系・通所系)関連情報】

URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険サービス(訪問系・通所系)関連情報

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート

事故発生

事業所・施設

メーカー

警察署

【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

- ①死亡事故
- ②重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
- ③後遺障害事故
- ④一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

- ①火災（消防が確認したもの）

必要に応じ、報告

【報告】

- ①電話・MAIL・FAX
- ②事故報告書

【報告の範囲】

- (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2)食中毒及び感染症等の発生
- (3)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- (4)その他、報告が必要と認められる事故の発生

被保険者の属する保険者(市町)

事業所・施設が所在する保険者(市町)

- 1 状況把握
- 2 必要な対応

- (1)事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2)県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- (3)県民局等への報告

県民局・県民センター
(健康福祉事務所)

- ①事故等事例として事業所指導、注意喚起の通知へ活用
- ②他県民局等、管内他市町へ情報提供

県民局・県民センター
(健康福祉事務所)

本庁へ報告

- ①利用者の死亡又は重症病事故
- ②虐待事案として市町と県民局等が共同して事実確認にあたったもの
- ③重大製品事故

県高齢政策課

非常災害対策

災害への対応においては、地域との連携が不可欠である。

令和3年度報酬改定時に基準省令が改正され、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるような連携に努めることとされている。

<特別養護老人ホームの場合>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(非常災害対策)

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられている(令和3年度報酬改定時に改正)。

業務継続計画の策定等は、経過措置期間が設けられ、令和6年3月31日までは努力義務となっているが、**令和6年4月1日以降は義務化**となるため、早急に策定に着手すること。

<令和6年度報酬改定事項> 業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービスは単位数の100分の3、その他のサービスは単位数の100分の1に相当する単位数を減算

○以下の基準に適合していない場合に減算

・感染症や非常災害の業務継続計画を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、減算を適用しない。

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

居宅療養管理指導は、令和6年度末までの経過措置期間を3年間延長。

○業務継続計画に記載すべき項目

① 感染症に係る業務継続計画

イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

ロ 初動対応

ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

ハ 他施設及び地域との連携

○研修は定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施(新規採用時には別途実施)

○訓練は、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するための資料と作成手順の研修動画（令和3年度）やガイドラインが厚生労働省のHPに掲載されていますのでご覧ください。

掲載場所：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koure_isha/taisakumatome_13635.html

介護労働者の労働条件の確保・改善

介護労働者の数が大きく増加する中、依然として、労働時間、割増賃金、就業規則等に係る法違反が多く認められるため、介護労働者の労働条件の確保・改善に努めること。

- 労働契約締結時の労働条件の書面交付による明示
- 全労働者に適用される就業規則の作成・届出
- 労働時間の適正な取扱い
- 休憩時間・法定休日の確保
- 賃金の適正な支払
- 年次有給休暇制度の適正化
- 解雇手続及び雇止めに関する基準に定める雇止め手続の適正化
- 衛生管理者の選任・衛生管理体制の整備 等

なお、平成29年10月以降の指定審査時に社会保険及び労働保険の加入状況の確認を行い、厚生労働省へ情報提供を行っている。

既に指定を受けている事業所についても、社会保険及び労働保険に未加入の場合は、速やかに加入すること。

兵庫県ホームページ

【居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000001050601.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険居宅サービス提供事業者指定申請手続きについて

【施設系サービス】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000101.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者 > 高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等

リーフレット「[社会保険\(労働保険\)への加入手続きはお済みですか\(PDF:214KB\)](#)」

個人情報保護

介護関係事業者については、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、個人情報の適正な取り扱いが求められる。厚生労働省が作成している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省のホームページに掲載）を確認の上、適切に対応すること。

公益通報者保護制度

企業の不祥事が続発し、その多くが、事業者内部の従業員等からの通報を契機として明らかになったことから、公益のために通報を行った従業員等を保護し、事業者のコンプライアンス経営等を促進するため、公益通報者保護法が平成18年から施行されている。

当該制度は、介護サービス事業者の法令遵守を確保する上でも重要な役割を果たすことから、事業者における業務管理体制の整備に当たっても、当該制度を踏まえて適切な対応を行うよう留意する必要がある。

※ 詳細については消費者庁ホームページ「公益通報ハンドブック」等を参照

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/

ア 公益通報と通報者の保護

公益通報とは、①労働者が、②勤務先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報することをいい、公益通報を行った労働者（公益通報者）は、公益通報を理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう保護される。

イ 通報の対象となるもの

「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為である。

対象法律には、刑法のほか介護保険法等も含まれるため、介護サービス事業の運営においては、不正請求、高齢者虐待、監査における虚偽帳簿の提示や虚偽答弁など、幅広い違法行為が通報の対象となる。

ウ 通報先

- ① 事業者内部(「労務提供先」又は「労務提供先があらかじめ定めた者」)
- ② 行政機関(「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」)
- ③ その他の事業者外部(通報事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要と認められる者(通報対象事実による被害者又は被害を受けるおそれのある者を含む))
例:報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合など

エ 事業者に求められる対応

事業者内部が通報先の一つとされていることから、事業者には、自主的に通報処理の仕組みを整備することが必要であり、具体的には、以下のような取組が求められる。

- ① 解雇等の不利益取扱いの禁止
公益通報したことを理由として解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止
- ② 通報・相談窓口の設置
通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に広く周知する。また、通報に関する質問等に対応する相談窓口を設置(両窓口は、併せて設置・運営することも可能)
- ③ 個人情報の保護
通報者や通報の対象となった者(被通報者)の個人情報を取扱うことになるため、情報を共有する範囲を限定するなど、通報処理に従事する者に秘密保持の徹底
- ④ 通報者への対応状況の通知
通報の対応状況を通報者に伝えることは、通報者の通報窓口への信頼確保のためにも必要であるため、通報に対する対応状況を通知するよう努力義務化

根保証債務の取扱い

令和2年4月に改正民法が施行され、極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約は無効となるが、対応が講じられていない事業者が見られた。

利用者の家族等を保証人として設定する場合は、この極度額を書面等により当事者間の合意で定める必要があるので留意すること。

(1) 包括根保証の禁止の対象拡大—個人保証人の保護の拡充—

現 状

主債務に含まれる債務	貸金等債務あり	貸金等債務なし(質借人の債務など)
極度額	極度額の定めは 必要	極度額の定めは 不要
元本確定期日(保証期間)	原則3年(最長5年)	制限なし
元本確定事由(特別事情による保証の終了)	破産・死亡などの事情があれば保証は打ち切り	特に定めなし

問題の所在

- ・貸金等債務以外の根保証(ex質貸借や継続売買取引の根保証)についても、想定外の多額の保証債務や、想定していなかった主債務者の相続人の保証債務の履行を求められる事例は少なくない。
- 例えば、借家が借主の落ち度で焼失し、その損害額が保証人に請求されるケースや、借主の相続人が賃料の支払等をしないケースなど

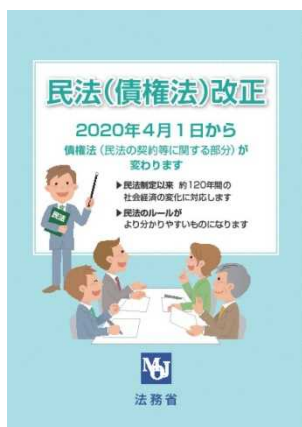
・包括根保証禁止の既存のルールをすべての契約に拡大すると、例えば、質貸借契約について、最長でも5年で保証人が存在しなくなるといった事態が生ずるおそれがある。

改正法の内容

主債務に含まれる債務	貸金等債務あり	貸金等債務なし(質借人の債務など)
極度額	極度額の定めは 必要	極度額の定めは 必要
元本確定期日(保証期間)	原則3年(最長5年)	制限なし
元本確定事由(特別事情による保証の終了)	破産・死亡などの事情があれば保証は打ち切り	破産・死亡などの事情(主債務者の破産等を除く。)があれば保証は打ち切り

改正法の内容

- ①極度額の定め義務付けについては、すべての根保証契約に適用。【新§465-2】
- ②保証期間の制限については、現状維持(質貸借等の根保証には適用せず)。【新§465-3】
- ③特別事情(主債務者の死亡や、保証人の破産・死亡など)がある場合の根保証の打ち切りについては、すべての根保証契約に適用。ただし、主債務者の破産等があっても、質貸借等の根保証が打ち切りにならない点は、現状を維持。【新§465-4】



法務省HP : https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

6 感染症対策について

感染対策への取組

各種サービスを提供するにあたり、厚生労働省発出の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」及び「介護現場における感染対策の手引き」等を参考として、必要な感染症の知識の習得に努めるとともに、感染予防や拡大防止のみならず、職員のサポートにも取り組むこと。

【「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の公表について】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

【介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【介護現場における感染対策の手引き(第3版)】

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について

【重要】令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる6つの改定事項については、**令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了します。**

当該経過措置の終了後は義務化されるほか、**未実施により減算が発生する場合があります**ので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

令和6年度改正：業務継続計画未実施減算（新設）

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

令和6年度改正：高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

令和6年度から栄養管理に係る減算が適用

※**居宅療養管理指導**については、業務継続計画の策定等・虐待の発生又はその再発を防止するための措置の義務付けに係る**経過措置期間を3年間延長します。**

8 介護サービス情報の公表について①

介護サービス情報公表システムへの報告

介護サービス情報の公表に係る事業所情報の報告については、県が定める計画に基づき、年1回報告を行う必要がある。

未報告事業者及び虚偽の報告を行った事業者は、介護保険法の規定に基づく行政処分の対象となるため、適切な対応を行うこと。

<対象事業者>

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※ 介護予防サービスを含む

※ 基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額(利用者負担、公費負担等を含む)が100万円以下である場合は、報告の対象外(届出が必要)

介護サービス情報報告システム

ログイン画面のスクリーンショット。IDとパスワードの入力欄、サービス名を選択するプルダウンメニュー、そして「ログイン」ボタンが確認できる。下部には著作権情報「Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.」が表示されている。

介護サービス情報報告システムログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/28/>

兵庫県 Hyogo Prefecture 介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

全国版トップ > 兵庫県

- 公表情報の読み書き方
- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る
- 介護サービス概算料金の試算
- スマートフォンアプリが登場しました!
- 介護事業所ナビ
- URL変更にともないスマートフォンアプリの再インストール

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

生活支援等サービスを検索する

有料老人ホームを検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

介護サービス情報公表システム画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php>

8 介護サービス情報の公表について②

(参考) 介護サービス情報の公表の公表システムで今後追加される事項について

- 事業所等の財務状況
公表を求める財務諸表：事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）
- 一人当たり賃金（任意で公表する事項）
- 身体的拘束等の適正化に関する取組状況
- 業務継続計画に関する取組状況
- 運営規程の概要等の重要事項等の情報（※法人のHP等又は情報公表システム上）に掲載（※令和7年度から義務付け）

1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号へ規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
 - 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する（省令改正案）。
- ※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）とする。（通知事項）
- ※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に関係する個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正案）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正（案）】

（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

<参考>介護保険法（抄）

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等①

介護保険法改正により、令和6年度から原則すべての介護サービス事業者は経営情報等を都道府県知事へ報告することが義務付けられました。都道府県知事は収集した情報を分析し、その結果を公表するという制度が創設されます。 ※ 報告方法等の詳細は現時点で未定です。

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

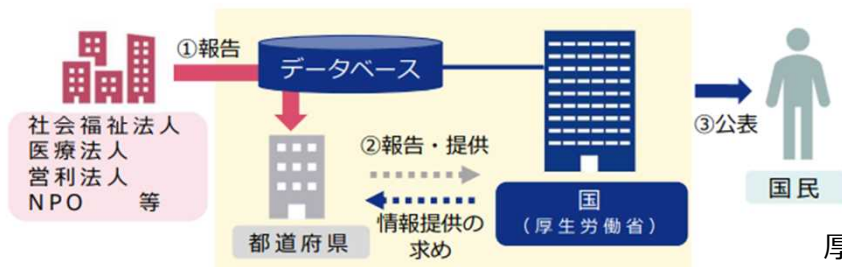
(参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- ▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。 【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

厚労省社会保障審議会介護保険部会資料（R5.12.7）より抜粋・加工

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等②

現時点で判明している制度の概要

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設(上記①・②)とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

〔上記の他、任意項目として「職種別の給与(給料・賞与)及びその人数」を求める(通知事項)。〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可(附則により措置)
- 報告手段
 - ① 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
 - ② その他厚生労働省老健局長が定める方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
(※ 事業者に報告を求める項目の1)~4)の情報)
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
その他の適切な方法